

今月のテーマ

汚水は正真正銘の廃棄物であり 無視できない

1. はじめに

ほとんどの事業にて、事業に伴う汚水（排水、廃水）が発生する。特に廃棄物処理業では洗浄汚水、粉塵飛散防止用散水、産廃施設のヤードに降った雨水などが全て汚水の発生源となる。汚水の処理内容によっては多額の損害賠償請求を受けたり社会的責任を問われる場合がある。

2. 飛散流出防止違反か、不法投棄か？

汚水の処理方法を間違えると廃棄物処理法上の罰則が適用される。最悪の事態は不法投棄としての行政処分である。案件によって水質汚染防止法又は下水道法の放流基準違反で別の行政指導を受ける。

汚水処理は土壤汚染、水質汚染などの環境上の問題に発展する 경우가少なく無い。

まずは侮るなかれの重要なテーマです。

3. 汚水に関する注意事項

処理施設や事業に伴って発生した汚水は垂れ流し防止や飛散流出の防止の対策に真剣に取り組むこと。

場内における適切な汚水管理が基本。

これらの汚水の放流先によって適用の法令が異なり、放流基準の数値も異なる。

放流基準に適合させるために様々な除外装置の設置が義務付けられている。

具体的には、簡便な装置として油水分離槽（いわゆるグリストラップ）、活性汚泥処理装置、凝集沈殿装置、PH 中和調整装置などがある。

4. 雨水対策は何よりも大切

空から降る雨水は屋根と雨どい、パイプを伝ってそのまま公共下水道や河川に流入する限りは天然自然の水であり廃水ではなく、汚水には該当しない。

雨水は、処理施設にて廃棄物に接触したり、洗浄用水に使用されることにより汚水に転換することになる。

なお、処理施設とは中間処理施設に限定されない。積替え保管施設や車両も該当する。

5. 汚水処理で問題になった事例

① 銀座でごみ収集車の汚水タンクに貯まった汚水を側溝に流し込んで現行犯で逮捕された。不法投棄とみなされた事案です。

② 油水分離槽（グリストラップ）の清掃を長期にわたり清掃せずに放置していた。下水道に油分の混じった汚水が放流され下水道局から厳しい指導を受けた。

③ 建廃処理施設から発生する汚水のPH 検査にてアルカリ度が高い数値が出た。下水道局の指導を受けて下水道放流の直前の位置にPH 調整槽を後付で設置した。

④ 処理施設の出入り口にグレーチングが設置されておらず、場内の作業汚水が土砂とともにトラックのタイヤに付着して公道まで持ち出されていた。飛散流出防止違反に該当する。

⑤ 汚泥や焼却残灰を主に運搬する車両の後部煽り板の接触部のパッキンが劣化したことにより、運搬中に汚水を垂れ流して走行していた。道路交通法違反で指導された。

汚水関連の違反事案はこれ以外にも多い。

廃棄物本体の作業でないために事業主体では油断、軽視する傾向がある。環境汚染に発展すれば許可取消の行政処分も無いとは言えない。

